（原本）

特定非営利活動法人司法アクセス推進協会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人司法アクセス推進協会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門５丁目３番20号仙石山アネックス109号熊谷・若江法律事務所内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、日本における司法アクセスの普及をはかり、法的問題を抱えた国民が容易かつ迅速に司法的救済を受けられるための普及・啓発、調査・研究並びに教育・研修を推進することにより、人権の擁護に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　社会教育の推進を図る活動

(2)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(3)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(4)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)　司法アクセス普及啓発事業

①　日本司法支援センターの行う総合法律支援業務の利用に関する普及・啓発活動

②　司法制度並びに司法サービスの利用に関する情報の提供、普及・啓発活動

③　ニュース・レターの発行

④　ホームページの開設

[redacted]

⑤　講演会の開催

(2) 司法アクセスに関する調査・研究事業

①　司法制度並びに司法サービスの利用に関する調査・研究

②　シンポジウムの開催

③　研究会の開催

(3) 出版事業

司法制度並びに司法サービスの利用に関する出版物の発行

(4) 教育・研修事業

司法制度並びに司法サービスの利用に関する教育・研修事業

(5) その他目的を達成するために必要な事業

2. この法人は次のその他の事業を行う。

①　物品販売事業

②　共済事業

3　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利法人活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を援助する個人及び団体

（入会）

第７条　会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2　　会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

[redacted]

第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員等

（種類及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　５人以上 10 人以内

(2) 監事　１人以上２人以内

２　理事のうち１人を会長とし、副会長を１人、常務理事を若干名置くことができる。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

２　会長、副会長及び常務理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。



4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　常務理事は会長並びに副会長を補佐し、会長及び副会長に事故あるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、会長又は副会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、



これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員の報酬はこれを支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。これに関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(運営委員及び運営委員会)

第20条 この法人に運営委員若干名を置く。

2 運営委員は理事会で選任する。

3 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

4 運営委員の補欠又は増員の場合の任期、及び任期満了後の後任者就任までの取り扱いについては、役員の規定を準用する。

5 運営委員は運営委員会を構成する。

6 運営委員会は会長が必要と認めたとき招集する。

7 運営委員会の議長は、その都度出席運営委員の互選により定める。

8 運営委員会は会長の求めにより重要な事項を審議する。

9 運営委員会の議事は、運営委員現在数の過半数の出席の上、出席運営委員の過半数によって定める。可否同数のときは議長がこれを決する。第31条の規定は、運営委員会にこれを準用する。

(顧問)

第21条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、本協会役員経験者及び学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べるものとする。

(事務局および職員)

第22条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

3 事務局の組織および運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(総会)

[redacted]

第23条　この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条　総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散及び合併
(3)　会員の除名
(4)　事業計画及び収支予算並びにその変更
(5)　事業報告及び収支決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く）
(9)　その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(10)　解散における残余財産の帰属
(11)　その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条　通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条　総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2　会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 30 条　総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 31 条　正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第 29 条、第 30 条第 2 項、第 32 条第 1 項第 2 号及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 32 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び表決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名、押印しなければならない。

第 6 章　　理事会

(構成)

第 33 条　理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 34 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会で議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

[redacted]

(開催)

第35条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の3分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条4項第5号の規定により、監事から招集の通知があったとき

(招集)

第36条　理事会は会長が招集する。

2　会長は、第35条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条　理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第38条　理事会における議決事項は、第36条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するものであって、出頭した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第 40 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

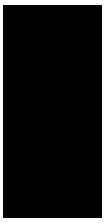
(議事録)

第40条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数及び出席者数(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3)　審議事項



(4) 議事の経過の概要及び表決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が記名、押印しなければならない。

第７章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号にかげる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に順次収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。



(予備費の設定及び使用)

第 48 条　予算超過又は予定外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。

第8章　定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

(1)　主たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

(2)　資産に関する事項

(3)　公告の方法

(解散)

第 53 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。



3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条　この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。) したときは、法第 11 条第３項に掲げる法人のうち、総会において議決されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　　公告の方法

(公告の方法)

第 56 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第１０章　雑則

(細則)

第 57 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(附則)

1.　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2.　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	小堀　　樹
副会長	岩瀬外嗣雄
理事	亀井　時子
同	髙橋　崇雄
同	永盛　敦郎
同	丹羽　健介
同	濵口　臣邦
同	若江　健雄
同	佐川　孝志
同	大石　哲夫
監事	川村　延彦

同　　富澤　秀行

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 5 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

   正会員　（個人・団体）　　年会費　　5,000 円
   賛助会員（個人・団体）　　年会費　10,000 円
7. この定款の改正は平成 30 年 9 月 5 日から施行する。
8. この定款の改正は令和 2 年 12 月 9 日から施行する。
9. この定款の改正は令和 7 年 6 月 19 日から施行する。

